

令和5年2月15日

審査庁

安芸高田市長 石丸 伸二 様

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 原 田 武 彦

安芸高田市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

安芸高田市が令和4年8月10日付けで行った行政文書一部公開決定処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

安芸高田市長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 8 月 10 日付けで行った行政文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）に対する審査請求は、棄却することが妥当である。

### 2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和 4 年 7 月 29 日付けで、安芸高田市情報公開条例（平成 16 年安芸高田市条例第 14 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和 3 年 6 月 23 日付け広島県土木建築局都市計画課長依頼『屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について』に添付の資料である国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長事務連絡『屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について』の別紙のうち、『屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について（取扱注意）』（以下「本件文書」という。）」の公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件文書のうち国土交通省職員（以下「国職員」という。）の電子メールアドレス及び携帯電話番号について示された部分を条例第 7 条第 1 号に規定する個人に関する情報及び同項第 7 号カに規定するその他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる情報に該当する非公開情報として、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、令和 4 年 9 月 1 日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、審査請求を行った。

### 3 審査請求人の主張

審査請求人は、本件決定の違法性を主張しており、その要旨は概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、一部を公開しない理由として、条例第 7 条第 1 号を挙げているが、同号ただし書に掲げる情報のいずれにも該当しない旨の理由提示を行っていない。これは、安芸高田市行政手続条例（平成 16 年安芸高田市条例第 12 号。以下「手続条例」という。）第 8 条第 1 項に規定する「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」に反するため、違法である。
- (2) また、条例第 7 条第 7 号カを理由としていることについても、同カに規定する「その他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる」理由が具体的に提示されていないことは、手続条例第 8 条第 1 項に反するため、違法である。
- (3) よって、非公開とした部分の情報を公開すべきである。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張の要旨は、概ね次のとおりである。

##### (1) 本件文書の性格について

ア 「屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について（依頼）」は、各自治体の管内において、屋外広告物に関する事故等が発生した場合の連絡体制等について、令和3年6月23日付けで広島県土木建築局都市計画課長から発出された文書である。

イ また、そのうち開示請求のあった「屋外広告物に関する事故等に係る緊急連絡について（取扱注意）」は、当該文書に添付されていた資料の一つであり、事故等の発生後、可及的速やかに国土交通省へ連絡を行うため、国職員の電子メールアドレス、携帯電話番号等が記載されたものである。

##### (2) 条例第7条第1号該当性について

非公開とした情報のうち、国職員の携帯電話番号については、業務専用で使用されるものではなく、国職員が個人的に保有するものであるため、条例第7条第1号に該当し、同条ただし書アからオまでのいずれにも該当しない。

##### (3) 条例第7条第7号カ該当性について

ア 非公開とした情報のうち、国職員の電子メールアドレスについては、一般的に公表されることを想定した組織用の電子メールアドレスとは異なり、個人用として付与されたものであるため、これをみだりに公開にすることは、偽計、いたずら等による業務への悪影響が懸念される。

イ これにより、国職員と自治体間の情報共有に支障が生じ、業務に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号カに該当する。

ウ また、本件文書の発出元である広島県から、関係職員以外への公開を控える旨の依頼を受けているため、これを公開することは、広島県及び国土交通省との信頼関係を損なうことにもなる。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例第7条第1号該当性について

ア 条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報・・・であって・・・公にすることにより・・・個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件文書中に記載された携帯電話番号について、個人が保有するものであることを理由に非公開としている。また、口頭意見陳述において、当該携帯電話番号が業務上与えられたものではなく、「国職員が個人で保有するものである」旨の回答を国土交通省から得ていると主張している。

この点について、審査会で確認及び調査を行ったところ、当該主張には、信憑性があることが認められた。

ウ このことから、当該携帯電話番号の情報が条例第7条第1号本文の規定に該当することには、疑いの余地が無いものであるが、その上で、同情報が同号ただし書（同

号アからオまで)の規定に該当するものであるかを検討していく。

エ 本件文書を見分したところ、「取扱注意」の記載があり、同文書が公にされることを意図して作成されていないことは、内容から窺い知ることができる。また、関係法令等の規定によっても、これを公にし、又は公にする予定があるものと認めることはできない。よって、条例第7条第1号ア及びオには該当しない。

オ 本件文書が、屋外広告物に関する事故等が発生した場合であって、死傷者が発生したとき又は発生する可能性があるときにおける連絡体制についての文書であることを鑑みれば、その内容は、人の生命及び身体を保護するための情報として扱うことが適当である。しかし、同文書は、あくまで国担当者と自治体との連絡体制について示されたものであって、市民等が事故の発生時において、人の生命及び身体を保護するためにその事実を一般的に通報する手段及び手続は、別に整備され、又は公表されていると解することが自然である(119番通報、110番通報等)。よって、これを公にすることが当該目的を達するために必要とまでは言えず、条例第7条第1号イに該当するとは言い難い。

カ 本件文書が、国職員に対し緊急に連絡を要する場合に使用するものであることを鑑みれば、その内容は、同職員の職務遂行の内容に係る情報として扱うことが適当である。しかし、同内容に個人に関する情報を含む場合においては、当該個人の権利利益を不当に害することのないよう、比較均衡して判断する必要がある。

前述のとおり、本件文書が作成された趣旨及び目的を鑑みれば、必ずしもこれを公にする必要性は低く、また、個人で保有する携帯電話番号について、その一部をやむを得ず業務のために使用した事実があったとしても、その余は私的利用に供するものであるため、これを公にすると、悪意を持った者からのいたずらや偽計等により、当該本人の権利利益を不当に害するおそれがあることは、自明である。よって、条例第7条第1号ウ及びエには該当しない。

キ 以上により、本件文書に記載されている携帯電話番号は、条例第7条第1号に該当するものと判断する。

(2) 条例第7条第7号カ該当性について

ア 条例第7条第7号は、柱書で「市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められる次に掲げるもの」については、公開しないことができると規定し、同号カにおいて、「その他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの」と規定している。

イ 実施機関は、本件文書中に記載された国職員の電子メールアドレスについて、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることを理由に非公開としている。

ウ 審査会において、本件文書を見分したところ、実施機関が非公開とした電子メールアドレスは、国職員に付与された個人用の電子メールアドレスであることが認められた。

エ 一般的に、公務員の個人用の電子メールアドレスは、日常の事務において庁内又は庁外の関係者などの限られた者との連絡を目的として使用するものであるから、これが公になった場合は、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、国職員の当該個人用の電子メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあると認められる。このことは、当該電子メールアドレス宛てに連絡業務を行う可能性のある実施機関その他の自治体職員においても、同様であると考えられる。

オ この点について審査請求人は、反論書及び口頭意見陳述において、公務員の個人用のメールアドレスは、業務の利便性を高めるためのものであり、仮にいたずら等の被害があったとしても、電子メールアドレスを変更すれば問題は生じないと主張する。しかし、そのような事態に見舞われること自体が、業務への支障となることは自明であり、これを公にすると、悪意を持った者からのいたずらや偽計等により、本来の業務以外の対応を迫られ、業務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

カ 以上により、本件文書に記載されている国職員の電子メールアドレスは、条例第7条第7号カに該当するものと判断する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、「市と国、独立行政法人等及び地方公共団体との間における照会、検討、協議、指示等に関する情報であって、公にすることにより、その協力関係に著しい支障を及ぼすもの」については、公開しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件決定の際には言及していないが、弁明書において、本件文書に記載された国職員の携帯電話番号及び電子メールアドレスについて、本件文書の発出元である広島県から、関係職員以外への公開を控える旨の依頼を受けていると主張していた。しかし、この点について、審査請求人から反証があったことに加え、実施機関からも、口頭意見陳述において、誤認によるものであったと主張を撤回する趣旨の発言があったため、本号の該当性については、改めて判断はしないものとする。

(4) 本件決定の妥当性について

ア 以上のとおり、実施機関が本件文書を条例第7条第1号及び第7号カに該当するとしてした本件決定は妥当である。

イ 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 6 結論

以上を踏まえ、1記載のとおり、判断する。

## 7 審議等の経過

年月日	処理内容
令和4年10月3日	実施機関から諮問書の受理
令和4年10月4日	第1回審議
令和4年10月12日	反論書の受理
令和4年10月24日	証拠書類提出書の受理
令和4年11月8日	第2回審議（口頭意見陳述）
令和5年2月15日	第3回審議（答申検討）
令和5年2月15日	答申

令和5年2月15日

安芸高田市公文書等管理・情報公開・個人情報保護審査会

原田 武彦

宮畑 加奈子

小川 仁士

安藤 福平